

武蔵野市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市障害児通所給付費等の支給に関する規則（令和7年10月武蔵野市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<u>武蔵野市障害児通所給付費等の支給に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく<u>障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費</u>の支給に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	<u>武蔵野市障害児通所給付費等の支給等に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく<u>障害児通所給付費等の支給並びに障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置並びに当該措置に要する費用の徴収</u>に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 <u>（障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置の決定の通知等）</u>	題名の改正 字句の改正 字句の追加 条の追加

	<u>第18条 市長は、障害児に対し</u> <u>法第21条の6の規定により障</u> <u>害児通所支援若しくは障害福</u> <u>祉サービス（以下「障害福祉</u> <u>サービス等」という。）を提</u> <u>供し、又は障害福祉サービス</u> <u>等の提供を武蔵野市以外の者</u> <u>に委託するときは、障害福祉</u> <u>サービス等措置決定通知書（</u> <u>第10号様式）により次の各号</u> <u>のいずれかの者に通知するも</u> <u>のとする。</u> <u>(1) 当該障害児に係る里親</u> <u>(2) 当該障害児に係る小規模</u> <u>住居型児童養育事業を行う</u> <u>者又は乳児院若しくは児童</u> <u>養護施設の代表者</u> <u>(3) 障害児入所施設に入所し</u> <u>ている当該障害児の扶養義</u> <u>務者</u> <u>2 前項の規定による障害福祉</u> <u>サービス等の提供の委託をす</u> <u>る場合においては、市長は、</u> <u>障害福祉サービス等措置委託</u> <u>通知書（第11号様式）により</u> <u>受託者に通知するものとし</u> <u>る。</u> <u>3 市長は、第1項に規定する</u> <u>措置を行った場合において、</u> <u>当該措置を変更し、又は解除</u> <u>することを決定したときは、</u> <u>障害福祉サービス等措置（変</u> <u>更・解除）決定通知書（第12</u> <u>号様式）により同項の規定に</u> <u>よる通知を受けた者に通知す</u> <u>るものとする。この場合にお</u>	
--	---	--

	<u>いて、前項の規定による通知をした受託者があるときは、障害福祉サービス等措置委託（変更・解除）通知書（第13号様式）により当該受託者に通知するものとする。</u> <u>（費用の徴収）</u> <u>第19条 前条第1項に規定する措置を受けた障害児が障害児入所施設に入所しているときは、法第56条第2項の規定により、当該障害児の扶養義務者から当該措置に要する費用を徴収する。この場合において、当該費用については、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日付け障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙のとおり算定するものとする。</u> <u>2 市長は、前項の規定による費用徴収を行い、又は費用徴収額を変更するときは、障害福祉サービス等費用徴収額（決定・変更）通知書（第14号様式）により当該扶養義務者に通知する。この場合において、前条第2項の規定による通知をした受託者があるときは、障害福祉サービス等措置委託（変更・解除）通知書により当該受託者に通知するも</u>	条の追加
--	--	------

(委任) <u>第18条</u> (略)	<u>のとする。</u>	
	(委任) <u>第20条</u> (略)	条の繰下げ
	<u>第10号様式</u> (別添1のとおり)	様式の追加
	<u>第11号様式</u> (別添2のとおり)	様式の追加
	<u>第12号様式</u> (別添3のとおり)	様式の追加
	<u>第13号様式</u> (別添4のとおり)	様式の追加
	<u>第14号様式</u> (別添5のとおり)	様式の追加

付 則
この規則は、公布の日から施行する。